

大規模災害に備えた大阪府化学物質管理制度の見直しの概要

大阪府化学物質管理制度の概要

○いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれているが、物質によって、有害性や環境への排出（人体へのばく露）状況が異なる。



○各々の事業者が化学物質の有害性や環境への排出状況を把握し自主的な管理を促進することが効果的。

⇒法律や府条例で、化学物質の管理制度が設けられている。

平成 13 年 4 月 国が、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法*）を施行

平成 19 年 3 月 大阪府生活環境の保全等に関する条例に化学物質管理制度を導入（事業者が指針に適合した化学物質管理を実施しているかの確認の為に管理計画書等の提出を義務化）

府生活環境保全条例

化学物質適正管理指針

平常時や緊急時（事故等）における化学物質の漏洩防止等の事業者が講ずべき措置を定めている

⇒現在の指針では南海トラフ巨大地震などの大規模な災害時に対する措置は十分定められていない。

○指針の構成（条例で規定）

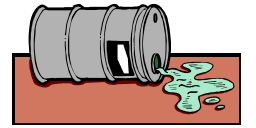
1. 管理化学物質等の管理の方法に関する事項
2. 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項
3. 緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項
4. 管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項

※PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量などを事業者が把握し、自治体経由で国に届出するとともに、化学物質管理指針に基づき適切な化学物質管理を実施する制度。

課題

○平成 23 年 3 月 東日本大震災発生

・東日本大震災では、ふっ化水素酸や六価クロムなどの有害な化学物質の流出が確認。東京都では有害な化学物質の蒸気を吸引し死亡する事故。



・国によると、南海トラフによる地震の発生は 30 年確率で 60~70%

・国や府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、甚大な被害が見込まれている。

○大阪は工場・事業場と住宅地域が混在・密集しており、有害物質が流出した場合の周辺住民の健康被害や大気、水質、地下水などによる環境汚染といった環境リスクが大きい。

大阪府化学物質管理制度の見直し方針

○指針の「緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項」に、大規模災害が発生した場合の環境リスク低減に関する事項を追加し、事業者による自主的な管理の強化を図る。

① 事業者が自ら、環境リスクの把握や対策の優先度を決定する

- ・南海トラフ巨大地震等で想定される震度や津波高さ等の把握
- ・化学物質が流出しやすい施設の把握
- ・化学物質が流出した際の環境リスクの把握と対策の優先度の決定

② ①の結果に従い、取扱う物質や施設に応じて、リスク低減の方策を講じる。

③ H24 年度に府が調査・検討し取りまとめたリスク低減のための具体的方策を、指針の中で施設ごと等に示す。

○事業者は、管理計画書に大規模災害時のリスク低減のための方策を追加記載し、届け出る。（管理計画書の修正・変更届出は取扱量に応じ、一定の期間後に実施*）

○改正のスケジュール

平成 25 年 10 月 パブリックコメントの実施、11 月 改正指針の公布・施行

※PRTR 法・府条例(化学物質管理)で排出量等を届出た全物質の取扱量の合計が、平成 23 年度で、100t 以上の事業所は 1 年、10t 以上の事業所は 2 年、10t 未満の事業所は 3 年とする。

市町村消防部局への情報提供

○大規模災害時時の二次災害の拡大を防止し消防活動をより安全なものにするため、府は市町村消防部局に対し、事業所で取扱う化学物質の種類や量、危険性情報などを定期的に提供します。（個人情報及び事業者から秘密に係る情報として届出のあった情報は除く）